

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

国は、平成17年に食育基本法を制定し、食育に対する関心が高まる中で、様々な形で取組が進められています。近年では、少子化、高齢化が進展するとともに、夫婦のみの世帯や単身世帯が増加し、特に、高齢者が単身又は夫婦で住む世帯の割合が増加しています。また社会構造の変化やライフスタイルの多様化に伴い、食生活のあり方も変化してきています。

本市においては、平成28年3月に「第3次山梨市食育推進計画」を策定し、山梨市食育推進会議、関係団体との連携により、食育を推進していく活動を行ってきました。また、学校、保育園、幼稚園、認定こども園等の食育活動に地域のボランティア等が協力し、取組を行ったり、地域性を活かした活動が行われたりと、市民の食育への関心は着実に高まってきています。引き続き、子どもから高齢者まで生涯を通じた切れ目のない食育を一層推進するとともに、様々な家族の状況や生活環境等、多様な暮らしやWithコロナ社会に応じた食育の充実を目指す必要があります。

この計画は、第3次山梨市食育推進計画の期間が終了することを受け、さらに市民一人ひとりが心身ともに健全な食生活を実践できる環境づくりを図るため、国、県の食育に係る計画の内容を十分に踏まえつつ、「第4次山梨市食育推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

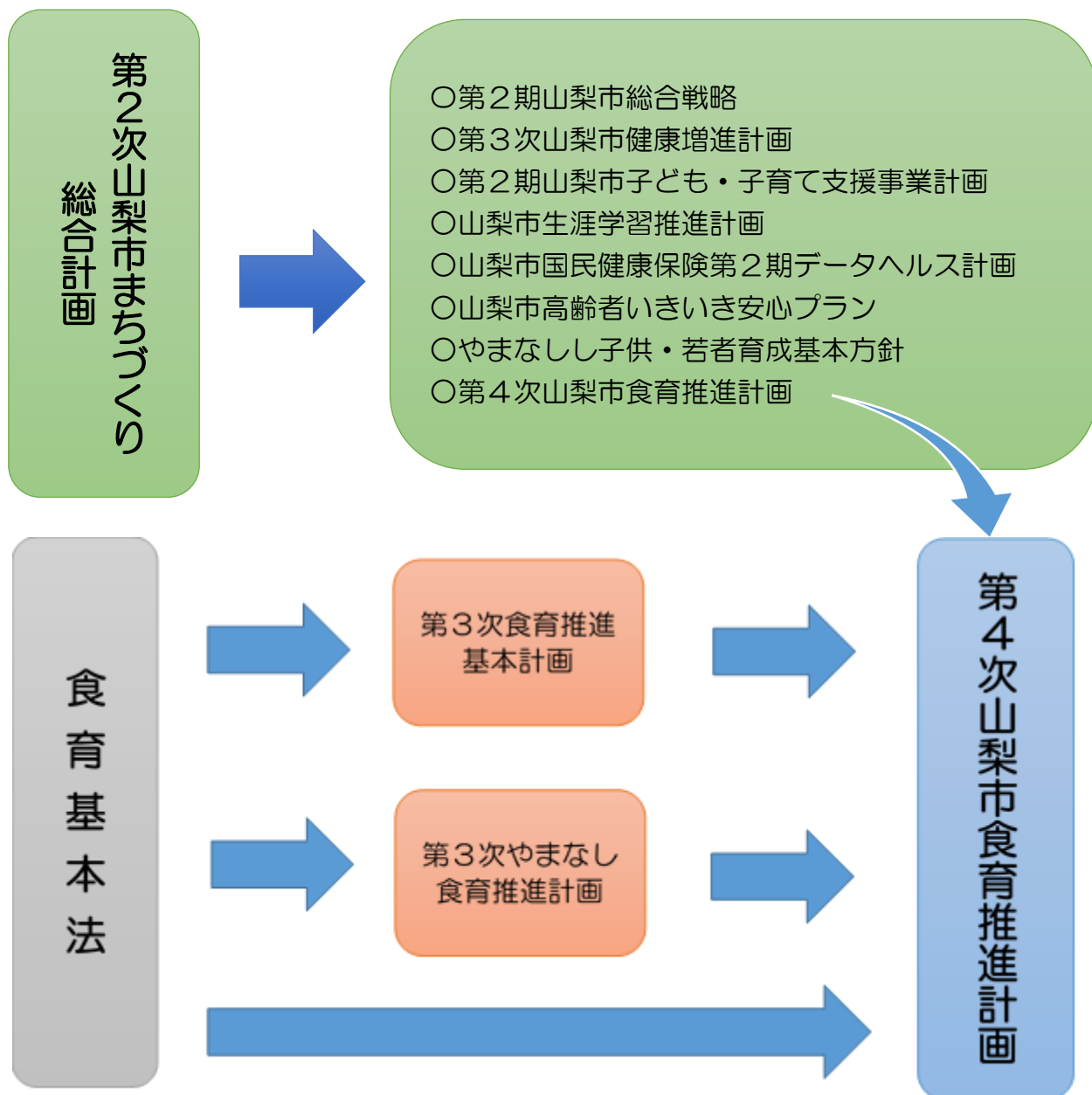
(1) 法令等の根拠

食育基本法の第18条により市町村に食育推進計画の策定が努力義務として定められています。

(2) 計画の性格、位置づけ

本計画は、市の総合計画である「第2次山梨市まちづくり総合計画」を上位計画とし、関連する山梨市健康増進計画など、山梨市が策定した各種計画との整合性を図りながら作成されています。

また、本計画は国が策定した「第3次食育推進基本計画」と山梨県が策定した「第3次やまなし食育推進計画」の理念に基づき食育を進めるための基本的な考え方を明らかにするとともに、食育を推進するための総合的な指針として位置づけます。



3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化などによって計画の変更が必要になった場合には、山梨市食育推進会議*の意見を聴いて、見直すこととします。

※山梨市食育推進会議とは

- ① 山梨市食育推進会議は、委員25名以内で構成され、食育基本法の第18条に規定する市町村食育推進計画を作成し、その実施を推進します。
- ② 市長の諮問に応じ、食育の推進に関する重要事項について審議し、食育の推進に関する施策の実施を推進します。

4 計画の推進体制

推進体制として、市民、家庭、地域、各関係機関等がお互いに連携しながら本計画を推進します。

